



大伴家持 山本健吉



筑摩書房

日本詩人選5 大伴家持

昭和四十六年七月十日第一刷発行
昭和四十九年十二月二十日第六刷発行

著者 山本健吉

発行者 井上達三

発行所 株式会社筑摩書房

東京都千代田区神田小川町二ノ八
電話東京二九一一七六五一一(代表)
振替東京四一二三郵便番号一〇一九一

山本健吉 (やまもと・けんきち)
文芸評論家・明治大學教授。明治四十
年長崎生。慶應大學國文科卒。著書
「芭蕉」「柿本人麻呂」ほか。

印刷 明和印刷 製本 鈴木製本
◎一七八山本健吉

(分類) 1392 (製品) 13205 (出版社) 4604

目次

- 幼年時代
少年時代
橋家の饗宴
窈窕淑女
鞍懸くる伴緒
鬱結の緒
寿は知らず
晩蟬の歌
否にはあらず
つかさびと家持
海行かば
樹下美人

五 三 七 一 九 二 七 五 三 七 一 九 二 八 五

悽愴の意

移りゆく時

大伴の氏と名

虚空に消えた声

あとがき

家持和歌索引

三五

三七

三九

三〇

三一

大伴家持

幼年時代

一 生年と内舎人任官年次について

家持の生年については、確実な記録はない。だが、たった一つ、生年決定の手がかりになると思われる記載が、『万葉集』卷八、橘奈良麻呂邸の集宴に詠んだ家持の歌の左注にある。

黄葉の過ぎまく惜しみ思ふどち遊ぶ今夜は開けずもあらぬか（卷八・二九）

この歌の左注に、「右一首。内舎人大伴宿祢家持。以前。冬十月十七日、右大臣橘卿ノ旧宅ニ集マリ、宴飲ス」とある。「以前」とは、以上十一首の橘邸における宴歌（二九一九）全体に

かかる。そしてこれは、この巻が年次排列になっていることから、天平十年（七三八）の歌であると推定される。

この左注によれば、この年家持はすでに内舎人であった。内舎人とは、『令義解』軍防令に言うように、五位以上の者の子または孫で、年齢二十一以上で現に役任なき者を、毎年十二月一日に式部省で検べて簡び出すものだ。ただし三位以上の子は式部省の検簡を経ない。従二位大納言旅人の子であつた家持は、これに該当する。だから家持は、少くとも前年の十二月には内舎人になつたとしなければならない。あるいは前々年十二月に任官の可能性もないわけではない。すると家持は、天平八年（七三六）あるいは九年（七三七）に二十一歳であり、そこから逆算すると、生年は元正天皇の靈龜二年（七一六、尾山篤二郎氏説）あるいは養老元年（七一七、久松潛一氏説）ということになる。（これは『公卿補任』に、天応元年（七八一）の条に六十四とあり、「大伴系図」（『続群書類從』、卷一八二）に享年六十八とあるのが、いずれも養老二年の誕生ということになるのと、一、二年のずれである。）

これは今日、おおむね通説であると言つてよい。だが、この論拠を疑う人がないわけではない。その一人は藤田寛海氏である。氏は『公卿補任』（宝龜十二年条）や「大伴系図」（『続群書類從』、卷一八二）の記載によって割り出される養老二年誕生を前提としている。

藤田氏の論拠は、「大宝選叙令」（七〇一）で内舎人の任期は六年だったのが、慶雲三年（七

○六〇の「格」^{きやく}で四年に改められたことである。家持が叙任の初見は天平十七年（七四五）正月、従五位に叙せられたことで、翌十八年三月に宮内少輔に昇任している。内舎人の相当位は六位までで、従五位下の昇叙は内舎人の任期四年をすでに経過していたためと思われる。ただしに宮内少輔たりえなかつたのは、何等かの政治的事情か、宮内少輔に欠員がなかつたためかであろう。ところで当時の在任功過の考定における一年とは、八月一日から翌年の七月末日までで、天平十七年正月に従五位下たるためには、天平十六年（七四四）七月末日までに満四年を経過していなければならぬ。これによつて、彼の内舎人の初年は天平十二年（七四〇）八月一日以前となる。

ところで「大宝軍防令」五位子孫条の本文を読めば、「年毎ニ京国ノ官司、勘檢シテ実ヲ知レ。十二月一日ヲ限リテ、并セテ身サヘニ、式部ニ送レ。太政官ニ申シ、性識聰敏ニシテ、儀容取リツ可キヲシラ検ベ簡ビ、内舎人ニ宛テヨ。三位以上ノ子ハ、簡ブ限リニ在ラズ。」だから彼の場合も、前年の天平十一年十二月一日を限つて、その候補と定められていただろう。内舎人は判任で、正式の任官は翌十二年初頭であつたと思われる。

この推理は間然するところなく、天平十年任官説は一挙に崩壊してしまう。なぜなら十月初頭に任官し、功過行能が同年八月一日から考簿に記されたとしても、考滿は天平十四年七月末日となり、翌十五年には何等かの遷代がなくてはならないのに、十七年まで放置されたのは理

解に苦しむからである。

さらに彼の歌を年代順に見ると、天平十二年十月以降十六年二月までに、彼が内舎人たることを示し、または推定せしめる歌が続出し、十年以降十二年十月までの満二箇年のあいだには、内舎人としての作はまったく現れぬ。そして『万葉集』卷八は、季の景物によっての収録で、歌作の年時を重視したものではない。また、十一首の歌群は、彼の手控からの所出と思われ、その注記もすでに手控にあつたと思われるから、卷八現在の配列から、それをただちに天平十年十月作することは出来ない。（藤田寛海「大伴家持」『講座日本文学』上代編Ⅱ所収）

藤田説に言う、養老二年（七一八）の誕生とすれば、内舎人任官の天平十二年は、二十三歳となる。だが、天平十年に内舎人という『万葉集』の記載については、別の解釈が成立しうることを、林田正男氏が示した。氏は上級貴族官人に、二十一歳以前でも内舎人となることが出来た例を挙げる。そして野村忠夫氏の、二十歳以前で自進仕人（まだ二十一歳に満たずして出身する者）として出身する蔭子孫（蔭位を受くべき五位以上の子と三位以上の孫、二十一歳に達すると自動的に從五位下以下從八位下の位階を与えられる）があることの考証（『律令官人制の研究』）にもとづき、特授や別勅处分として、上級貴族の子孫は二十一歳以前に自進仕人として出身したと見る。だから家持も、二十一歳以前に自進仕人のコースを取った可能性が十分にあると言う。これもよい着眼である。（『大伴家持管見』、「国文学」昭和四十五年二月号）

林田氏は天平十年の内舎人の肩書は、後の官職名を付記したものであろうという。だが、十
年以前に家持が、自進仕人として出身したとすれば、内舎人に準ずる者、内舎人と同じ役任に
就く者として、内舎人の肩書を付記することも考えられよう。

林田氏が養老二年誕生説を取りながら、天平十二年に二十一歳で内舎人に任じたとするのは
誤りで、これは二十三歳としなければならない。天平十二年に二十一歳たるためには、養老四
年の生れでなければならぬ。彼が何年か、自進仕人の時期を持ったとすれば、二十三歳まで内
舎人に任せられなかつたとは考えられない。だから私は養老四年（七二〇）誕生としたい。林
田氏は、十九歳の天平十年八月以前に、家持は自進仕人として出身したと見るが、これは十七
歳でなければならないだろう。十七歳が出身の年齢の限度である。

以上、家持の生年、ならびにその論拠となる内舎人任官の年について、諸説を挙げた。結局、
養老四年誕生、天平八年乃至十年自進仕人として出身、天平十二年（七四〇）内舎人任官、天
平十六年（七四四）内舎人満考ということになる。尾山篤二郎氏の大膽できびきびした考証の
後、家持伝の研究は歴史学の助けを藉りて、考証が実に微に入り細にわたつてゐる趣も、諸氏
の考証を読んで、このたび知ることが出来た。

二 坂上郎女、嚴媛のこと

父は言うまでもなく大伴旅人で、家持は嫡男ではあるが、五十七歳の晩年の子である。ただし母は若い。

家持の生母については、すでに早く契沖が説をなしている。すなわち彼は、「光仁紀」（実は「桓武紀」）天応元年（七八一）八月八日のくだりに、「正四位上大伴宿祢家持ヲ左大辨兼東宮ノ大夫ト為ス。是ヨリ先キ、母ノ憂ニ遭ヒテ解任ス。是ニ至テ復ス」とあることに注目して、「此ニ依テ旅人卿ノ本妻大伴郎女ハ神龜五年ニ死去セラレタレバ、家持ハ、妾ノ腹ニ出来タルニコソ、云々」（『万葉集代匠記』）と言う。このとき家持は六十二歳だから、母はたいへん長寿であり、家持はおそらくその十代に生んだ子だったと思われる。天平十九年（七四七）、家持が越中の国守の館で、病いに臥し、死ぬばかりの思いをした時に悲傷して作った長歌に、「……たらちねの母の命の、大船のゆくらゆくらに、下恋に何時かも来むと、待たすらむ心さぶしく……」（卷七・三六〇）と詠んだのも、やはりこの生母を指していると思われる。

家持の外に、弟書持ともう一人妹とが、この婦人の腹であつたろう。この妹は、家持の越中

時代、天平勝宝二年（七五〇）四月に、家持の妻の坂上大娘と歌を贈答し、家持が妻に求められて代作している趣が見える（卷九・四八四、四九一）。家持の生母は丹比家の出で、大伴家でもたいへん重んぜられただろうと思っているが、ここでは詳しくは言わない。

家持は嫡男だから、大伴宗家の佐保邸に、早くから引き取られていたのであろう。佐保は平城京の左京の東に突き出た外京の北に接し、東大寺転害門（佐保道門）から西に通じて有一条南大路の南北、すなわち佐保川の両岸を言う。とくに右岸を佐保の内と言い、奈良朝貴族たちの最も好んだ土地だった。北に佐紀山から佐保山につらなる低い丘陵を負い、奈良山とも言った。この地に長屋王、藤原氏、大伴氏など、皇族、大貴族たちが大邸宅を構えた。和銅三年（七一〇）の平城遷都のとき経営され、そのとき旅人の父安麻呂は大納言であったから、佐保大納言卿と言われた。ここで家持は、大貴族家の嫡子として、旅人の正室大伴郎女の手に養育され、ゆつたりと、鷹揚に成長して行つたのである。

だが家持の幼時については、何等扱るべき記録があるわけではない。彼の名が始めて文献上に現れるのは、天平二年（七三〇）、十一歳のときで、大宰府においてである。それより前、神亀四年（七二七）暮か、五年春に、中納言大伴旅人は大宰帥だいざいのまちとして、九州へ赴任した。妻の大伴郎女が同伴したことは、『万葉集』の歌の詞書に見えるが、八、九歳の家持も、弟の書持も、そのとき連れられて行つたのかも知れない。

だが、着任後久しからず、旅人は妻を失った。旅人の亡妻思慕の歌は、その後大和へ帰つて来るまで続いている。彼は妻が死んでから、異母妹坂上郎女を大宰府へ呼んだ。あるいはその行に、家持も従つて、九州へ下つたか。

そのとき彼女は三十二歳ぐらいで、寡婦であった。学者たちは、家事を見るためとか、子女の養育のためとか、いろいろに推測する。古代の大貴族の女が、今日のわれわれの家庭の家政婦なみに考えられすぎている。ある人は、旅人の後妻になったのだと言う。だが、後妻説はあまりに性的な興味で彼等を見過ぎてはいなか。なるほど夫婦関係のない異母兄の任地に妹が伴なされて行くことは、異例のことであろう。だが、彼女は九州で、旅人の下役人に過ぎない大監大伴百代などと、大胆かつ自由に、好色的な恋歌を贈答し合つてゐる。そのことは彼女が妻の座より、もっと自由な立場にあつたことを示してゐると思え、この点では、旅人は郎女を後妻としたことほとんど疑いなしと言う川田順説（『万葉集大成』作家研究篇下）に同ずることはできない。私は、大伴氏一族の祭祀を鞅掌おうじょうし、謙席えんせきを主宰する家刀自の座を、失くなつた大伴郎女から引き継いだのだという、尾山篤二郎説に近い。

同じことを釈迢空は、斎姫いつきひめという言葉で言つた。それは『死者の書』という小説の中におりである。こんな作り話を、学説と同列にあつかつてよいものだろうか。だが迢空にあつては、『死者の書』も彼の古代研究の成果の一つであり、万葉びとの生活を生き生きと再現したもの

なのである。斎姫という言葉は、古代文献の何處にも現れない。迢空の造語に違いない。だが、斎宮いさのみやという言葉はある。天皇対斎宮の関係を推しひろげて、彼は氏上うしあ対斎姫の関係を想像した。宫廷と同じく、古代信仰にもとづく生活をしている家々では、宫廷で必須とした条件は、その家々でも具備すべきものというのが、迢空が考える古代の論理である。ましてこれは、大伴家という神代以来の伝統を誇る大貴族の家である。つまり斎姫は、古代の貴族や豪族の家の最高巫女として、祭祀の仕事を掌握するのである。彼女は神と氏上とのあいだに介在して、神意を聴き、氏上に伝達する。

斎姫という言葉は文献に出でこないが、嚴媛いつひめという用例を、「日本紀」「神武即位前紀」に見出だすことができる。神武東征のとき、吉野の丹生川たなみかわ上のほとりで、嚴甕いつべ（神聖な瓶）を川に沈め、「丹生の川上の五百箇の真坂樹いはつぎのまことのさかき」（枝の繁った真榊）を抜にして、天神地祇を祭つたが、そのとき大伴氏の遠祖道臣みちのみこと命に勅みことのりしていう。

「今高皇產靈のみこと以て、朕親ら顕あきらめ斎いつぱいを作さむ。汝なを用て斎主いはひぬしとし、授くるに嚴媛の号くわを以ちてせむ。その置ける埴甕はにべを名づけて嚴甕と為、また火の名を嚴の香來雷いつかぐづらと為、水の名を嚴の罔象女みつけのめと為、糧の名を嚴の稻魂女とうおめと為、薪の名を嚴の山雷やまとづらと為、草の名を嚴の野椎のづらと為む。」そして十月一日に、天皇は「その嚴甕の糧を嘗め、兵を勒とどへて出で、まづ八十梶やそたけ帥を、国見の丘に撃ちて破り、こを斬りたまひき」（訓は武田祐吉校註『日本古典全

書』本による。)

とある。

これは征旅に当つての祭事であるが、同時に秋の収穫に際しての神嘗・新嘗の祭事、つまり秋祭の面影を伝えている。「高皇產靈のみこと以ちて」は、「御言持ちて」の意で、祝詞に「神ろき・神ろみのみこともちて」と言うのと同じで、古代のみこともち（宰）の思想であり、御言実行者である。高皇產靈尊の強力な威力を身につけて、天上におけるその御言を地上において代行することを委託されるのである。天皇は現実の世の人ながら、神実（神の本体）となり、最古の神言である高皇產靈神の言葉を「神ながら」実行するのだ。「顯齋」とは、現実世界に天上帝界の高皇產靈神を「^{スル}」ことである。産す靈力の發現をむすぶと言い、その靈性をむすびと言ふ。（折口信夫「即位御前記」参照。）

丹生川上の祭儀では、天皇がみずから高皇產靈神の神実となり、道臣命を齋主として、その祭を享けられるのだ。齋主は元来、最高巫女がなるべきものだが、この征旅の途上においては、それもかなわぬことだから、道臣命をかりに巫女と見立てて、嚴媛の名において、祭事を執り行わしめるのである。イツとは靈的な強い威力を示す言葉である。

このような記事がそのまま史実ではありえないが、「神武紀」は大伴氏の伝承が非常に多く採択されたと思え、少くとも持統五年（六九二）に大伴氏を含む十八氏から上進させた氏祖た